

令和8年4月7日

保護者 様

西脇市立双葉小学校長

## 警報が発令された場合の児童の安全措置について

日ごろは、学校教育にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、緊急時における児童の安全措置についてお知らせいたします。  
各家庭におかれましては、下記のこと十分に注意の上、対処くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 西脇市に「大雨洪水警報」「暴風雨警報」「大雪警報」等の気象警報が発令された場合、以下のような対応をお願いいたします。

- (1) その日の午前7時の時点で警報が発令されている場合には、児童は登校せず、自宅待機する。
- (2) その日の午前9時までに警報が解除された場合は、児童は周辺の安全を確かめて登校する。

##### ■解除された場合の登校

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ①午前7時～午前8時までに解除 | 中畑・住吉町の児童・午前9時に集合して登校する<br>特認校制度の児童・・・バスの運行開始 午前8時20分  |
| ②午前8時～午前9時までに解除 | 中畑・住吉町の児童・午前10時に集合して登校する<br>特認校制度の児童・・・バスの運行開始 午前9時20分 |

- (3) 午前9時の時点でもなお警報が解除されない場合、その日は臨時休業とする。
- (4) 児童が学校にいる時に警報が発令された場合は、校長が校下の状況を考慮し、教育委員会と協議の上、安全な措置を講じる。

#### 2 地震(強震)が発生した場合

- (1) 児童が家庭にいる時は、状況を判断し臨時休業日とすることもありうる。
- (2) 児童が学校にいる時は、安全な場所に避難させ、その後、状況を判断し集団下校させ、児童の安全を確保する措置を講じる。

#### 【お願い】

- ・集団登校、集団下校を原則としていますので、ご協力をお願いいたします。
- ・メール配信システムにて必要事項を連絡いたしますので、電話での学校への連絡はご遠慮ください。
- ・この連絡は、よく見えるところに掲示しておいてください。

**防災無線をしっかりと聞いて、安全第一でお願いします。**